



福岡医発第 83 号（地）

令和 4 年 4 月 7 日

各 医 師 会 長      殿

福 岡 県 医 師 会  
会長 蓮 澤 浩 明  
(公 印 省 略)

「保険医療機関等電子申請・届出等システム」の運用について

令和 4 年 3 月 31 日より、「保険医療機関等電子申請・届出等システム」の運用が開始されたことにより、保険医療機関等から地方厚生（支）局への申請・届出のうち、これまで書面による提出が必要とされていたものの一部について、電子申請を行うことが可能となった旨、日本医師会より通知がありました。

本システムの利用を希望する場合には、初期登録のため、事前に「利用開始届出」を問い合わせ窓口宛に提出していただく必要があります。詳細につきましては別紙及び厚生労働省ホームページ（[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/iryouhoken/index\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/iryouhoken/index_00002.html)）をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

---

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎  
会長 島田昇二郎

(保 328)

令和4年3月31日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
松 本 吉 郎  
(公印省略)

「保険医療機関等電子申請・届出等システム」の運用について

令和4年3月31日より、「保険医療機関等電子申請・届出等システム」の運用が開始されます。これにより、保険医療機関等から地方厚生（支）局への申請・届出のうち、これまで書面による提出が必要とされていたものの一部については、電子申請を行うことが可能となります。

なお、本システムの利用を希望する場合には、初期登録のため、事前に「利用開始届出」を添付資料に記載されている提出窓口あてに提出していただく必要があります。

なお、詳細につきましては、添付資料及び厚生労働省ホームページをご確認ください。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

「保険医療機関等電子申請・届出等システム」の運用について

(令 4. 3. 31 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡  
令和4年3月31日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「保険医療機関等電子申請・届出等システム」の運用について

平素より、厚生労働行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和4年3月31日より、「保険医療機関等電子申請・届出等システム」の運用を開始します。これにより、保険医療機関等から地方厚生（支）局への申請・届出のうち、これまで書面による提出を必要としていたものの一部については、電子申請を行うことが可能となります。

本システムの活用にあたって必要となる手続き等については、下記のとおりですので、別紙関係団体におかれては、ご了承くださいとともに、関係者に周知を図られますよう、お願い申し上げます。

なお、本システムへのログインが可能となる時期については、今後改めてお知らせすることを申し添えます。

記

- 保険医療機関等から地方厚生（支）局への申請・届出のうち、これまで書面による提出を必要としていたものの一部については、「保険医療機関等電子申請・届出等システム」（以下「本システム」という。）の活用により、電子申請を行うことが可能となります。電子申請・届出が可能となる手続きの一覧は、後掲の厚生労働省ホームページの「1. システム概要」をご参照ください。
- 本システムの利用を希望する場合には、初期登録のため、事前に「利用開始届出」を提出していただく必要があります。「利用開始届出」の様式や記入要領については、後掲の厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、以下の提出窓口あてに、提出をお願いします。

（提出窓口） [h-insurance-apply@kits.nttdata.co.jp](mailto:h-insurance-apply@kits.nttdata.co.jp)

- 初期登録の完了後、本システムへのログインURL、ユーザID、初期パスワードの通知書を送付します。

なお、本システムへのログインが可能となる時期については、今後、改めてお示しします。

- 本システムのサービス開始直後は、多数の保険医療機関等からの利用開始の申し込みが集中することが想定されます。利用開始の申し込みを考えている保険医療機関等におかれては、ユーザID・初期パスワードの到着まで時間を要することが見込まれます。あらかじめご了承ください。

- 手続き等に当たり、ご不明点があれば、以下の問い合わせ窓口あてにご連絡ください。

(問い合わせ窓口) healthinsurance-help@kits.nttdata.co.jp

※ 営業時間：9時～17時（土・日・祝日及び年末年始を除く）

(参考) 厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/iryouhoken/index\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/iryouhoken/index_00002.html)